

2024年3月1日

吸収分割にかかる事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に基づく書面)

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F
Link-Uグループ株式会社
代表取締役CEO 松原 裕樹

東京都千代田区外神田二丁目2番3号 住友不動産御茶ノ水ビル9F
株式会社Link-U Technologies
代表取締役CEO 山田 剛史

Link-Uグループ株式会社（2024年3月1日付で商号を株式会社Link-Uから商号変更しております。以下「分割会社」といいます。）と株式会社Link-U Technologies（以下「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2023年12月25日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、分割会社のサーバープラットフォーム事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

分割会社及び承継会社が、本件吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2024年3月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、2024年1月26日、本件吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2024年1月26日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法第796条の2に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第797条）

分割会社は承継会社の完全親会社であるため、承継会社は会社法第797条第3項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、2024年1月26日付官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。なお、承継会社は分割会社の完全子会社として2023年12月15日付で設立したものであり、本件吸収分割の効力発生日より前には事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、個別の催告は行っておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、分割会社のサーバープラットフォーム事業に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は、次のとおりです。

資産：1,070 百万円

負債：1,070 百万円

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2024年3月1日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。また本件吸収分割により承継会社の資本金及び準備金は変動していません。

以上